

見る聞く考えるやってみる授業 —— ③

在日外国人の人権を考え、共に暮らす社会を探ろう

——米国日系人と在日コリアンの生活史から学ぶ

兵庫県立湊川高等学校教諭 バン ジョン ウン
方政雄



1 共に生きる社会のパートナー

現在、在日外国人登録者数は200万人を超え、人口に占める割合は1.57%、約64人に1人が外国人である。その数は毎年増え続け、外国人たちは定住化する傾向にあり、共に生きる社会のパートナーとして生活している。

日本人の間でも外国人との共生の必要性が語られ、さまざまな取り組みが始められている。しかし、日本社会にはよそ者排除意識や村意識が沈殿しており、在日外国人との共生・共存を実現するためには越えなければならない課題も少なくない。

米国においても第2次世界大戦中に日系人が強制収容され、不当な扱いを受けてきた。これに対して米政府は謝罪するとともに賠償金を支払い、日系人の名誉を回復している。この歴史的経緯や事実を日本にいる外国人、特に歴史的・文化的に関係の深い在日コリアンと比較検討することによって、移住外国人にとって望ましい社会や人権意識を考え、自己の内面を見つめ意識の変革をはかる授業を創り出したいと考えて、私は総合的な学習の時間で、単元「米国日系人と在日コリアンの生活史から在日外国人の人権を考え、共に暮らす社会を探ろう」という授業(表1参照)を行った。その2時間目の授業について報告したい。

2 米国日系人と在日コリアンの生活史

この授業では、①フレッド・コレマツさんと鄭商根チョンサンゴンさんの生活史を比較することによって、米国への日本人移住と日本へのコリアン移住の背景、法的地位、処遇などを学び、日本と米国を客体化、相対化して理解を深めること、また②外国人移住者・定住者の権利が保障される望ましい社会を考え、それが生徒の身近にいる在日外国人に共通する今日的な課題であるとの意識を持たせることを目標とした。

授業の流れとしては、まず米国への日本人移住と日本へのコリアン移住の違いを比較・説明し、次に、資料1を配布しフレッド・コレマツさんと鄭商根さんの生活史を説明した。そしてそれを整理した比較年表(表2参照)を配り、①戦争終結の1945年にどのような状況におかれていたか、②二人が裁判を起こした年がいつで、裁判の期間、判決はどうであったか、

③どのような状況のもとで亡くなったのか、その時の思いを想像しよう、と問いかけ、生徒に考えさせるようにした。さらに「移住外国人にとって住みやすい社会とは」を中心にディスカッションを行った。私のほうから「外国人は日本人ではないから我慢することも必要ではないか」という質問を投げかけたり、生徒の素朴な疑問やネガティブな意見を大切にすることに留意し、自由な雰囲気で見聞が言えるように心がけた。

3 外国人にとって住みやすい社会とは?

ディスカッションでは、年配者生徒3名(本校は定時制高校であることもあり、60代後半の在日コリアン女性も在籍)が自分の人生をふり振り返りながら、戦後補償は、鄭商根さんだけの問題ではなく、在日コリアンに共通する普遍的な問題であることを、自身の無年金状況や、これまで受けてきたさまざまな民族差別について触れながら話した。そして米国日系人への不当な処遇についても、他人ごとではないと、自分たちの生活を重ね合わせながら、その過酷な運命に同情した。

裁判で勝訴し、米政府から謝罪と賠償金を勝ちとり、そして米国の人権活動に貢献した功績に対して大統領から大統領自由勲章を直接授与されたコレマツさんと、鄭商根さんとの落差は、日本の移住外国人に対する扱いに潜む問題を米国から照射した形となり、若い生徒も含めて改めて「日本」について考えることになった(資料2参照)。

非ワスプ(非アングロサクソン系白人)に対する差別は少なからず存在するとしても、移民に門戸を開き、生地主義により自動的に市民(国民)になることができ、出自によらず能力のある人を評価する米国と、血統主義により帰化しないと国籍の取得を認められず、異質なものを排除しがちな日本。単純に比較することはできないが、そこで暮らす移住外国人にとってどちらが住みやすいかを考える授業となった。



■表1: 授業の流れ

時間	主な学習内容・活動
1	「外国人(社会的少数者)」の心情を疑似体験させる【異文化接触疑似体験・バーンガゲーム】
2	米国における日本人移住と日本におけるコリアン移住の比較【歴史的背景、社会的状況】 米国日系人フレッド・コレマツさんと在日コリアン鄭商根さんの生活史
3	在日外国人について理解を深める【歴史と現状】 在日外国人と共に暮らすための課題について考える【①制度の壁、②心の壁】
4	ゲストスピーカー(在日コリアン2世・金Hさん[女性、40代])の話 ゲストスピーカーとの語らい【質疑応答、ディスカッション】
5	共に暮らすための提言【班活動: パスセッション・ランキング・プレゼンテーション】
後日	課題作文「在日コリアンをはじめ在日外国人と共に暮らすための私の提言」

■表2: 同時代を生きた米国日系人と在日コリアン

フレッド・コレマツさん

- 1919 ● 日系人2世として米国カリフォルニア州に生まれる。
- 1941 ● 日米開戦(真珠湾攻撃)。
- 1942 ● 米国「大統領命令9066号」発効。
- 1942 ● 収容を拒否し逮捕され、これを不当として提訴する。
- 1944 ● 米国最高裁判所で敗訴する(5年間の保護観察処分)。
- 1945 ● 日米戦争終結で収容所解散。釈放される。
- 1982 ● 裁判所に再提訴する。
- 1983 ● 裁判所、「収容は憲法違反であった」と判決。
- 1983 ● 米国議会は日系人の排除と拘禁に関する研究委員会を設置。謝罪と賠償金を支払うことを決める。
- 1988 ● 米国議会は「人権擁護法」を採択し、日系人強制収容が不当であったと宣言する。
- 1998 ● 「大統領自由勲章」を大統領から授与される。
- 2005 ● 権利擁護活動家としての一生を終える(享年86)。

鄭商根さん

- 1910 ● 韓国併合(植民地支配始まる)。
- 1921 ● 韓国の済州島に生まれる。
- 1942 ● 日本人として日本軍軍属に徴用される。
- 1943 ● マーシャル諸島で攻撃を受け負傷。
- 1945 ● 日本敗戦。日本(大阪)での生活始まる。
- 1952 ● 旧植民地出身者、「日本国籍」離脱させられる。以後厚生省、大阪府などに補償を求め請願するが却下される。
- 1991 ● 「援護法」の適用を求め、大阪地裁に提訴する。
- 1995 ● 大阪地裁、訴えを「却下」。大阪高裁へ控訴する。
- 1996 ● 控訴審を待たず逝去(享年75)。韓国の遺族が裁判を続ける。
- 1999 ● 大阪高裁、控訴を「棄却」。最高裁へ上告する。
- 2001 ● 4月1日、日本政府、旧日本軍の軍人・軍属の在日遺族に一時慰労金を支給。鄭商根さんの遺族は在日でないため支給されず。
- 2001 ● 4月13日、最高裁、上告を「棄却」。

■資料1

◎フレッド・コレマツさん

2005年3月、フレッド・コレマツさんが米国・カリフォルニア州で亡くなった。86歳であった。コレマツさんは1919年にカリフォルニア州で生まれた日系2世である。1941年、22歳のときに「真珠湾攻撃」があり、日米間で戦争が始まった。翌年、米政府は「大統領命令9066号(防衛のための強制移動の権限)」を発効し、「敵性」市民である日系人12万人を、砂漠に設けた11ヵ所の収容所に強制収容した。彼らのほとんどが家や財産を失った。コレマツさんは、自分は強制収容されるような悪いことは何もしていない、と収容所に行くのを拒んだため、逮捕され抑留された。コレマツさんは憲法違反である、と政府を訴えた。この訴訟は連邦最高裁判所までいったが、1944年にコレマツさんの敗訴で終わった。1945年に釈放されてからも「犯罪者」として扱われ、コレマツさんの人生に暗い影を落とした。

敗訴から38年を経た1982年、コレマツさんは再び同様の訴えを起こした。そして翌年、強制収容は憲法違反であったとする判決が下された。米政府は戦時中に収容された日系人に正式な謝罪を述べ、賠償金を手渡し、名誉回復をはかった。1998年にコレマツさんは、米国社会の人権活動に貢献したとして、民間人最高の栄誉勲章とされる「大統領自由勲章」をクリントン大統領から直接授与された。現在

ではコレマツさんを敗訴に追いやった1944年の連邦最高裁の判決は、アメリカ司法の歴史に残る汚点であるとされている。

◎鄭商根(チョン・サンゲン)さん

鄭さんは1921年、日本の植民地支配下の韓国・済州島で生まれた。コレマツさんより2歳年下である。1942年、21歳のとき日本人として日本軍軍属に徴用され、翌年マーシャル諸島で攻撃を受け、右腕を切断され、聴力に障害を負う。そして入院した横須賀海軍病院で敗戦を迎える。

戦後、在日コリアンに対する厳しい民族差別のなか、不自由な体でリヤカーを引いて廃品回収業をして生きのびてきた。1952年、鄭さんを含めた旧植民地出身者は、法務省民事局長通達で日本国籍を離脱させられる。同時に「戦傷病者遺族等救護法」が施行され、同様の状況にあった日本人は障害年金等補償を受けるようになった。しかし戦争中、日本人とされ、日本の国のために駆り出された旧植民地出身者は、戦後は日本人でないことを理由に一切の戦後補償を受けられなかった。鄭さんは行政に嘆願書を書くが、国籍・戸籍条項を理由に戦後補償も謝罪もなかった。一方的な国籍離脱から39年経った1991年、援護法の適用を求めて大阪地裁に自力で訴状を書いて提訴した。しかし1995年、訴えを

返ける判決が出され、翌年、大阪高裁での裁判が始まろうとした1996年2月、鄭さんは無念の思いのまま病気で亡くなった。「戦争はまだ終わっていない」が鄭さんの口癖だった。75歳であった。

その後、韓国の遺族が裁判を続けたが、最高裁は2001年「上告棄却」の判決を下した。「在日を戦後補償の対象から外すことは、立法裁量の範囲であり違法ではない」としか書かれていない判決文であった。

■資料2: 生徒感想文より

私ができることは、仲良くするだけでなく、周りの日本人の反応を見て自分が何をしなければならないのかを考えることです。もちろん考えるだけでなく、自分がどう行動しているかにも気を付けます。在日外国人が日本で暮らすにあたって、困難なことがたくさんあること、在日コリアンが名前(本名)をかくして生活していることを知りました。それだけ日本人の対応が悪いことも知ることもできたし、これからの私たちの在日外国人に対する対応を考えることもできると思いました。授業が終わっても、この問題を考え続けたいです。